

会員・登録内規

平成13年4月1日制定

平成30年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

1. 会員になろうとする学校は、毎年7月31日（当該日が土日・祭日の場合にはその前日）までに、所定の登録用紙に必要事項及び専修学校専門課程に在学する学生名（以下選手という）を記して登録を完了するものとする。

登録は全国専門学校サッカー連盟規約第22条（1）（2）に定める会費の納入をもって完了とする。

2. 登録を完了しようとする学校は、予め公益社団法人日本サッカー協会（以下JFAという）にサッカーチーム登録を済ませたものであり、登録にあたっては学校名と併記してJFA登録チーム名を記すものとする。

登録チーム名には、学校名もしくは設置母体の法人名が含まれていなければならない。

3. 選手は、会員として登録された單一校に在学（所属）すると共に、JFAにサッカー選手登録を済ませたものとする。

4. 選手の全国専門学校サッカー連盟への登録は最大4年間とする。